兵庫県社会福祉協議会

阪神大震災ボランティア行事保険のご案内

（天災危険補償）

○特徴　①従来のボランティア保険では補償の対象とならなかった「地震、噴火、津波」（余震を含みます）によるケガも補償します。

②賠償責任については、従来通り地震に起因する損害は補償されません。

③自宅内での事故は補償の対象となりません。

④補償期間は、最長１ヶ月までです。

○補償金額

傷害保険	死亡	４００万円
	後遺障害	１２～４００万円
	入院日額	３，０００円
	通院日額	２，０００円
	手術保険金	３万円～１２万円（１事故１回）
	付添看護日額	１，５００円
賠償責任保険	対人事故	１名あたり　１億円 １事故につき　２億円
	対物事故	１事故につき　３００万円 （対人，対物とも自己負担額は１千円です）

○加入手続

①別紙「兵庫県ボランティア活動等行事用保険・加入申込書」に記入下さい。

②名簿は、申込書に添付してください。

③保険料を右記銀行口座にお振込み願います。

○保険料

日　程	保険料	日　程	保険料
宿泊なし（１日のみ）	１，２３０円	１６泊１７日	１，９５０円
１泊　２日	１，４２８円	１７泊１８日	１，９５７円
２泊　３日	１，４３５円	１８泊１９日	１，９６４円
３泊　４日	１，４４２円	１９泊２０日	１，９７１円
４泊　５日	１，５０７円	２０泊２１日	１，９７８円
５泊　６日	１，５１４円	２１泊２２日	１，９８５円
６泊　７日	１，５２１円	２２泊２３日	１，９９２円
７泊　８日	１，６３３円	２３泊２４日	１，９９９円
８泊　９日	１，６４０円	２４泊２５日	２，００６円
９泊１０日	１，６４７円	２５泊２６日	２，０１３円
１０泊１１日	１，６５４円	２６泊２７日	２，０２０円
１１泊１２日	１，６６１円	２７泊２８日	２，０２７円
１２泊１３日	１，６６８円	２８泊２９日	２，０３４円
１３泊１４日	１，６７５円	２９泊３０日	２，０４１円
１４泊１５日	１，９３６円	３０泊３１日	２，０４８円
１５泊１６日	１，９４３円	３１泊３２日	２，０５５円

○保険料振込先

さくら銀行　長田支店　上沢出張所　　普通　３３７６０４０
「兵庫県社会福祉協議会　兵庫県福祉施設総合補償制度」

阪神大震災ボランティア行事保険の概要

1. 阪神大震災ボランティア行事保険とは

この保険は、今回の阪神大震災の災害救援などにあたるボランティア活動に対して、従来では対象外である「地震、噴火、津波」による傷害も補償するために新設されたものです。その内容は、ボランティア活動中に

① ボランティアが偶然な事故でケガをした場合の「傷害保険」　※天災危険を含む
② ボランティア主催者及びボランティアが、ボランティアや第三者の身体や財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合の「賠償責任保険」　※天災危険対象外

の2つの補償をセットしたものです。

2. 阪神大震災ボランティア行事保険補償内容

(1) 傷害保険の部分

	支払限度額	対象になる事故
ボランティア本人の事故	死亡 ４００万円	偶然な事故によりケガをし、事故の日から１８０日以内に死亡した場合
	後遺障害 １２万～４００万円	偶然な事故によりケガをし、事故の日から１８０日以内にそのケガが原因で後遺障害が生じた場合
	入院：1日につき ３，０００円	偶然な事故によりケガをし、入院した場合 （１８０日分が限度）
	手術： 手術の種類に応じて定められた倍数 ×入院保険金日額	入院保険金が支払われる場合で、事故の日から１８０日以内にケガの治療のために所定の手術を受けられたとき
	付添看護： 1日につき １，５００円	入院保険金が支払われる場合で、医師が付添を必要と認めた期間に職業付添者を雇い入れたとき （１８０日分が限度）
	通院：1日につき ２，０００円	偶然な事故によりケガをし、通院した場合 （９０日分が限度）

（注）イ．ボランティア地域への往復途上の事故も対象となります。

ロ．この傷害保険は、健康保険、生命保険、加害者からの賠償金などとは関係なく支払われます。

ハ．入院・通院保険金の支払対象となる治療日数は、平常の生活や業務に支障のない程度に治った日までとし、ともに事故の日から１８０日以内のものを対象とします。（但し、通院の場合は１８０日以内９０日分を限度とします）

ニ．入院保険金が支払われる期間中の通院に対しては、通院保険金は重ねて支払われません。

(2) 賠償責任保険の部分

	支払限度額	対象になる場合
対人	1人につき 1億円	第三者の身体に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合
	1事故につき 2億円	1回の事故で多数の被害者が発生した場合は、2億円限度
対物	1事故につき ３００万円	第三者の財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負った場合

（注）イ．対人・対物事故ともボランティア期間中の支払限度はありません。
（但し、食中毒事故などの場合には対人、対物の1事故の限度額が期間中の限度額となります。）

ロ．対人・対物事故には、いずれも事故負担額（免責金額）はありません。（但し他人の財物を一時的に使用又は管理している間の事故の場合は、事故負担額は５，０００円となります。）

ハ．地震、噴火、津波などの天災による事故は対象となりません。

3. 保険金が支払われない場合（一覧）

(1) 傷害・賠償責任共通事項

① ボランティア活動以外で発生した事故
② ボランティア主催者またはボランティア本人の故意による事故
③ 戦争、暴動、労働争議による事故
④ ボランティアの自宅内での事故

(2) 傷害保険に特有の事項

① ボランティア本人の自殺行為、犯罪行為によるケガ
② ボランティア本人の無免許運転、酒酔い運転によるケガ
③ ボランティア本人の脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
④ 食中毒（サルモネラ菌による食中毒等細菌性食物中毒）

(3) 賠償責任保険に特有の事項

① 自動車（原動機付自転車を含む）、モーターボート、航空機に起因した事故
② ボランティア本人の同居の親族に対する事故
③ 地震、噴火、津波などの天災による事故

平成7年2月17日

神戸大学 国際文化チーム様

住友海上火災保険株式会社

ボランティア行事保険（天災危険担保）受付確認のご案内

この度はボランティア行事保険にご加入いただき誠に有難うございました。
お客様のご加入内容は以下の通りです。

1．保険期間　平成7年 2月 17日から平成7年 3月 17日まで
でボランティア中及び往復途上の間

2．補償金額（一人あたり）

傷害保険	死亡	４００万円	
	後遺障害	１２～４００万円	
	入院日額	３，０００円	
	通院日額	２，０００円	
	手術保険金	３万円～１２万円	（一事故一回）
	付添看護保険金	１，５００円	（一日あたり）
賠償責任保険	対人事故	一名あたり　１億円	
		一事故につき　２億円	
	対物事故	一事故につき　３００万円	
	（対人，対物とも自己負担額は１，０００円です）		

3．保険料　¥61,020 円

4．対象者　30 名

5．活動内容

事故のご連絡は下記までお願い申し上げます。

078-331-8500

※なお、保険料のお振込がまだおすみでない方は下記口座までお振込いただけるようお願い申し上げます。

さくら銀行　長田支店　上沢出張所　普通　３３７６０４０
「兵庫県社会福祉協議会　兵庫県福祉施設総合補償制度」

(口)

天災危険担保行事用保険（ボランティア保険）

受付日	平成7年　月．日
受付時間	午前・午後　時　分

(様)

団体名	代表者名	参加人数	現住所	連絡先
	年齢 才	人 期間 年　月　日 ～　日間	〒	電話番号 できれば　ｆａｘ番号も
ボランティア活動内容				

参加者名簿

氏名	年齢	個々のボランティア期間
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～
		～

振込依頼金額
円

上記計算根拠

受付者

部署	
氏名	